

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 〔略〕</p> <p>第3章 公共自転車駐車場の利用等（第14条－<u>第17条の3</u>）</p> <p>第4章・第5章 〔略〕 （第2種特定自転車駐車場の使用料）</p> <p>第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。<u>ただし、当該自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するときに使用料を納付するものとする。</u></p> <p>2～4 〔略〕 <u>（損害賠償）</u></p> <p><u>第17条の2 公共自転車駐車場の施設又は付帯設備を毀損し、又は汚損した者は、直ちに原状に回復し、又は区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。</u> <u>（区の免責）</u></p> <p><u>第17条の3 公共自転車駐車場内において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者等の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 〔略〕</p> <p>第3章 公共自転車駐車場の利用等（第14条－<u>第17条</u>）</p> <p>第4章・第5章 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。<u>ただし、規則で定める第2種特定自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するときに使用料を納付するものとする。</u></p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> |

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。